

西之表市告示第 4 1 号

西之表市印刷物広告掲載取扱要領を次のように定めた。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

西之表市長 長野 力

西之表市印刷物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、西之表市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成16年西之表市告示第26号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が作成する印刷物に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する印刷物の種類)

第 2 条 広告を掲載する印刷物の種類は、封筒、圧着はがき、その他の印刷物とする。

(広告の掲載位置)

第 3 条 広告の掲載位置は、市長が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格、枠数は、次の各号に掲げる印刷物の区分に応じ、当該各号に掲げる規格及び枠数を上限として、その都度市長が定める。

- (1) 角形 2 号封筒 1 枠の大きさ縦 6.5cm、横 10cm で 8 枠以内
- (2) 長形 3 号封筒 1 枠の大きさ縦 4.5cm、横 10cm で 4 枠以内
- (3) 長形 30 号封筒 1 枠の大きさ縦 4 cm、横 8 cm で 4 枠以内
- (4) 圧着はがき 1 枠の大きさ縦 6.5cm、横 9 cm で 2 枠以内
- (5) 前各号以外の規格の印刷物 前各号を基準としてその都度市長が定める。

2 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が広告を掲載できる枠数は、広告掲載を募集する印刷物の区分ごとに 1 枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

(広告の色数)

第 5 条 広告の色数は、黒 1 色の印刷とする。

(広告の掲載料)

第 6 条 広告の掲載料は、広告を掲載しようとする印刷物の印刷枚数に 1 円を乗じた額とする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、市長が定めた印刷枚数の使用が終了するまでとする。

(広告掲載の範囲)

第8条 広告掲載の範囲は、要綱第2条第1項各号に規定するもののほか、印刷物の用途等に応じた特殊性を勘案して、その都度市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、要綱第6条第1項各号に規定することのほか、次に掲げる内容をホームページ及び広報紙に掲載して行う。

- (1) 広告を掲載しようとする印刷物の種類及び用途等
- (2) 広告を掲載しようとする印刷物の印刷予定枚数
- (3) 広告掲載の範囲に関する事
- (4) その他広告掲載の募集に関して特に必要な事項

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。